

朝鮮半島出身者の遺骨問題

昭和62.8.

北東アジア課

1. 元日本軍軍人・軍属

- (1) 遺骨は出来る限り早く遺族に返還されるべきであるというのが基本的立場。
- (2) 既に 8,831柱が遺族に返還済み。
- (3) 遺族が確認出来ない残り 1,140柱を厚生省が保管中。
- (4) なお、昭和39年当時より本件遺骨の一括返還につき韓国側より申し入れがなされたが、昭和45年の第3回閣僚会議においてまず確認できる遺族・縁故者に遺骨は返還していくとの方針が日韓間で合意されている。

2. 徴用工（一般）

- (1) 昭和60年2月衆・予算委において佐藤親樹議員（社）より「朝鮮半島出身徴用工の遺骨が全国に放置されているが、政府としても関与するべきではないのか」との質問が出され、中曽根総理は「然るべき役所に調査させ、発掘・供養等の措置に協力させたい」旨答弁。
- (2) 本件徴用工問題は、主管官庁が明確ではなく、内閣審議室にて関係省庁の調整を行った結果、昨年10月一応の事務分担の合意（口頭了解－調査・発掘は厚生省、遺骨の返還に伴う韓国政府との連絡・調整は外務省、徴用工政策の問題についての国会答弁は内閣にて対応官庁を定める）が成立。
- (3) 上記合意に基づき、佐藤議員より特に指摘のあった福岡県桂川町の麻生炭鉱跡地については、既に厚生省が調査済み。
(右調査によれば、麻生炭鉱が桂川町に炭鉱跡地を寄贈する際、遺骨を発掘し納骨堂に安置しており、佐藤議員が指摘した如く遺骨が放置されている事実はなかった由)
また、他地域については、厚生省より各県に対し調査を依頼中の由。

昭和六十一年八月四日提出
質問第一号

戦時中国国家総動員法で徴用された朝鮮半島出身者遺骨収集に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年八月四日

提出者

草川

昭

二

三

衆議院議長 原 健三郎 殿

（厚）
外務

朝鮮半島出身徴用工の遺骨の調査

昭和48年

調査報告書

調査・入国調査報告書

本調査の目的は、朝鮮半島出身徴用工の遺骨の調査と、その結果の公表である。

調査内容

1. 遺骨の調査と、その結果の公表

2. 遺骨の調査と、その結果の公表

3. 遺骨の調査と、その結果の公表

4. 遺骨の調査と、その結果の公表

5. 遺骨の調査と、その結果の公表

6. 遺骨の調査と、その結果の公表

調査結果

(一) 調査結果

1. 遺骨の調査と、その結果の公表

2. 遺骨の調査と、その結果の公表

3. 遺骨の調査と、その結果の公表

4. 遺骨の調査と、その結果の公表

5. 遺骨の調査と、その結果の公表

6. 遺骨の調査と、その結果の公表

7. 遺骨の調査と、その結果の公表

8. 遺骨の調査と、その結果の公表

9. 遺骨の調査と、その結果の公表

10. 遺骨の調査と、その結果の公表

11. 遺骨の調査と、その結果の公表

12. 遺骨の調査と、その結果の公表

13. 遺骨の調査と、その結果の公表

14. 遺骨の調査と、その結果の公表

15. 遺骨の調査と、その結果の公表

16. 遺骨の調査と、その結果の公表

17. 遺骨の調査と、その結果の公表

18. 遺骨の調査と、その結果の公表

19. 遺骨の調査と、その結果の公表

20. 遺骨の調査と、その結果の公表

3. 徴用工（いわゆる三菱重工徴用工）

(1) 昭和48年、旧三菱重工社員前島氏が終戦直後朝鮮半島出身徴用工241名が木船で帰国の途についたが誰も韓国に帰国しておらず、帰国途次台風に遭遇、遺体の多くが対馬・杣岐に埋葬されている旨発表。

(2) 昭和48年韓国において本件遺族会が結成され、右遺族会は三菱重工に対し補償金等を要求したが、三菱側はこれを拒否している。

(3) 昭和49年韓国政府より本件実情調査依頼があり、当省より長崎県及び福岡県に調査依頼した経緯あり。

(右調査の結果：①当時、対馬・杣岐に相当数の溺死体が漂着し、埋葬された事実あり。②右溺死体はほとんど着衣していなかったため、調査該当者の遺体であるかどうか確認はできなかった。③しかしながら死体処理に従事した者の証言、住民の風評等からその大部分は韓国人であることは、ほぼ間違いないものと推定された。)

(4) その後本件は、国会で取り上げられ、昭和58年5月及び昭和59年6月の2回にわたり外務・厚生両省により調査団を派遣した。

(右調査の結果：①杣岐については遺骨は発見できず②対馬については2か所の発掘場所より45柱の遺骨が発掘・収集された。③右遺骨は杣岐の郡芦辺町の納骨堂に仮安置④関係者の証言及び関係資料より上記漂着遺体は朝鮮半島出身者であったと推定されたが、旧三菱重工徴用工であることを裏付ける資料は発見できず。)

(5) なお、上記(4)の政府発掘調査以前(昭和51年)民間団体が長崎県の職員立会いの下に発掘調査を行いその際発掘・収集された80数柱の遺骨が広島県の寺に仮安置されている。

(6) 現在、上記双方の遺骨の返還につき、韓国政府の意向確認中であるも、我が方としては人道的見地よりこのまま放置すべき問題ではなく早急に韓国政府に返還し、故郷でねんごろに埋葬されるべきとの立場。

朝鮮半島出身者の遺骨問題

昭和62.8.

北東アジア課

1. 元日本軍軍人・軍属

- (1) 遺骨は出来る限り早く遺族に返還されるべきであるというのが基本的立場。
- (2) 既に 8,831柱が遺族に返還済み。
- (3) 遺族が確認出来ない残り 1,140柱を厚生省が保管中。
- (4) なお、昭和39年当時より本件遺骨の一括返還につき韓国側より申し入れがなされたが、昭和45年の第3回閣僚会議においてまず確認できる遺族・縁故者に遺骨は返還していくとの方針が日韓間で合意されている。

2. 徴用工（一般）

- (1) 昭和60年2月衆・予算委において佐藤観樹議員（社）より「朝鮮半島出身徴用工の遺骨が全国に放置されているが、政府としても関与すべきではないのか」との質問が出され、中曽根総理は「然るべき役所に調査させ、発掘・供養等の措置に協力させたい」旨答弁。
- (2) 本件徴用工問題は、主管官庁が明確ではなく、内閣審議室にて関係省庁の調整を行った結果、昨年10月一応の事務分担の合意（口頭了解－調査・発掘は厚生省、遺骨の返還に伴う韓国政府との連絡・調整は外務省、徴用工政策の問題についての国会答弁は内閣にて対応官庁を定める）が成立。
- (3) 上記合意に基づき、佐藤議員より特に指摘のあった福岡県桂川町の麻生炭鉱跡地については、既に厚生省が調査済み。
(右調査によれば、麻生炭鉱が桂川町に炭鉱跡地を寄贈する際、遺骨を発掘し納骨堂に安置しており、佐藤議員が指摘した如く遺骨が放置されている事実はなかった由)
また、他地域については、厚生省より各県に対し調査を依頼中の由。

朝鮮半島出身者の遺骨の調査報告書

(調査用として用いた資料は調査報告書に代るものとする)

7.8.53時局

調査して来た

調査・入庫調査結果

本調査の結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果

本調査の結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果

(一) 調査結果

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

調査結果

調査結果、調査した遺骨の多くは、朝鮮半島出身者の遺骨であることが判明した。

3. 徴用工 (いわゆる三菱重工徴用工)

(1) 昭和48年、旧三菱重工社員前島氏が終戦直後朝鮮半島出身徴用工

241名が木船で帰国の途についたが誰も韓国に帰国しておらず、帰国途次台風に遭遇、遺体の多くが対馬・杵岐に埋葬されている旨発表。

(2) 昭和48年韓国において本件遺族会が結成され、右遺族会は三菱重工に対し補償金等を要求したが、三菱側はこれを拒否している。

(3) 昭和49年韓国政府より本件実情調査依頼があり、当省より長崎県及び福岡県に調査依頼した経緯あり。

(右調査の結果：①当時、対馬・杵岐に相当数の溺死体が漂着し、埋葬された事実あり。②右溺死体はほとんど着衣していなかったため、調査該当者の遺体であるかどうか確認はできなかった。③しかしながら死体処理に従事した者の証言、住民の風評等からその大部分は韓国人であることは、ほぼ間違いないものと推定された。)

(4) その後本件は、国会で取り上げられ、昭和58年5月及び昭和59年6月の2回にわたり外務・厚生両省により調査団を派遣した。

(右調査の結果：①杵岐については遺骨は発見できず②対馬については2か所の発掘場所より45柱の遺骨が発掘・収集された。③右遺骨は杵岐の郡芦辺町の納骨堂に仮安置④関係者の証言及び関係資料より上記漂着遺体は朝鮮半島出身者であったと推定されたが、旧三菱重工徴用工であることを裏付ける資料は発見できず。)

(5) なお、上記(4)の政府発掘調査以前(昭和51年)民間団体が長崎県の職員立会いの下に発掘調査を行いその際発掘・収集された80数柱の遺骨が広島県の寺に仮安置されている。

(6) 現在、上記双方の遺骨の返還につき、韓国政府の意向確認中であるも、我が方としては人道的見地よりこのまま放置すべき問題ではなく早急に韓国政府に返還し、故郷でねんごろに埋葬されるべきとの立場。